

トピックス・お知らせ

「高松市地域で支えあう見守り活動に関する協定」を締結

平成25年11月、高松市及び高松市民生委員児童委員連盟との間で「高松市地域で支えあう見守り活動に関する協定」を締結いたしました。本協定は、それぞれの立場から連携・協力して、ご高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を整備し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的としております。



- 協定内容**
- 高松市及び高松市民生委員児童委員連盟と当行の連携・協力
 - 支援活動の実施
 - 見守り活動の実施
 - 連携の強化

Hi-Co(ハイコ)通帳の取扱い開始

平成26年4月より、Hi-Co通帳の取扱いを開始いたしました。通帳の磁気ストライプの内容は、携帯電話、パソコン、カバンの留め金等、磁力を発生するものに影響を受けて破損することがあり、近年の電子機器等の普及に伴いその可能性が高まっております。

Hi-Co通帳は、外部からの磁力の影響を受けにくい高磁力化した磁気ストライプを使用した通帳です。

あわせて以下の対応を実施しました。

- 多くの方が読みやすくデザインされたユニバーサルデザインフォントを採用しております。
- 表紙の素材はリサイクルが可能な紙クロスに変更いたしました。
- 印刷には、ベジタブルインキ(植物性インキ)を使用することで環境にも配慮しました。



振り込め詐欺被害の防止について

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」などの詐欺対策として、以下の取り組みを行っております。

- ATMコーナーへのポスター、ステッカーの貼付等によりお客さまへ注意するようお願いしております。
- 振り込め詐欺の典型的な手口を紹介した「振り込め詐欺(オレオレ詐欺)チェック票」を作成、店頭での注意の呼びかけに使用しております。
- 香川県警察協力のもと「振り込め詐欺」被害防止啓発チラシの折込広告を行うなど、注意していただくよう呼びかけております。
- ATMコーナーでの携帯電話のご利用について自粛をお願いしております。自粛のお願いのポスターを掲示するほか、音声と照明の明滅で自粛を呼びかける「携帯電話感受装置」を44カ所に設置しております。



金融ADR制度への対応について

当行は「全国銀行協会」「信託協会」等を指定紛争解決機関(指定ADR機関)としております。

当行との取引に関するご意見・ご相談・苦情等につきましては、当行窓口のほか、指定ADR機関がご利用できます。なお、指定ADR機関へのご相談は無料です。

金融ADR制度とは

金融分野における裁判外紛争解決手続のことです。金融機関との間で十分に話し合いをしても問題が解決しないような場合に利用することができます。裁判に比べ、低コスト、かつ短期間での解決が見込まれます。

当行が契約している指定ADR機関について

業 務	指定ADR機関	連絡先	電話番号
銀行業務全般	一般社団法人 全国銀行協会	全国銀行協会相談室 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日及び銀行休業日除く)	0570-017109 または 03-5252-3772
信託業務	一般社団法人 信託協会	信託相談所 受付時間:月～金曜日 9:00～17:15(祝日及び銀行休業日除く)	0120-817335 または 03-3241-7335
投資信託等	特定非営利活動法人 証券・金融商品 あっせん相談センター	証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC) 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日等除く)	0120-64-5005
保険窓販	一般社団法人 生命保険協会	生命保険相談所 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)	03-3286-2648
	一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター 受付時間:月～金曜日 9:15～17:00(祝日、休日を除く)	0570-022-808 または 03-4332-5241